

あ す つむ

# 明日へ紡ぐ

～ 本物はつづく つづければ本物になる ～



町内学習懇談会50周年記念誌

2026(令和8)年



# 目次

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| ・ 記念誌発刊に寄せて ― 町内学習懇談会の願いとこれから ―       |    |
| 草津市同和教育推進協議会 会長 上寺 和親 ……              | 1  |
| ・ ごあいさつ                               |    |
| 草津市長 橋川 渉 ……                          | 2  |
| ・ ごあいさつ                               |    |
| 草津市教育委員会 教育長 藤田 雅也 ……                 | 3  |
| ・ 記念誌の発刊にあたって ～ 作成の趣旨 ～ ……            | 4  |
| ・ 「めざめ」50年の推移 ～ 草津市の部落差別解消への取組と共に ～ … | 10 |
| ・ 「めざめ」で何度も掲載された大きな課題 ……              | 15 |
| ・ 「めざめ」50年の歩みと草津市の取組の推移 ……            | 18 |
| ・ 40年間の「人権・同和問題」に関する市民意識調査から          |    |
| ～ 核心の課題と町内学習懇談会 ～ ……                  | 20 |
| ・ 「わが子のため」から「全ての人の子のため」に              |    |
| ～ 憲法に命を吹き込んだ教科書無償化運動 ～ ……             | 26 |
| ・ 町内学習懇談会の取組 ……                       | 31 |
| ～ “あのとき、あんなことが…” 出逢いの数々 ～             |    |
| ・ 新たな50年 ～ 成果と課題、差別解消への展望 ～ ……        | 34 |
| ・ 記念事業部会総括報告書 ……                      | 40 |





## 記念誌発刊に寄せて

### － 町内学習懇談会の願いとこれから －



草津市同和教育推進協議会  
会長 上寺 和親

草津市同和教育推進協議会（以下「同推協」）の活動の願いは、同和教育の推進徹底を図ることです。その主な実践の場が、町内学習懇談会（以下「町懇」）です。今年は、その町懇が始まって50年の節目を迎えました。

この節目を捉え、町懇50周年記念実行委員会を立ち上げ、記念事業部会と記念誌部会において、その歩みをつぶさに検証し総括してまいりました。その過程で見いだされた記念事業のスローガンは“人を尊重する心が まちを動かす”です。

記念事業部会が担った「記念大会の構成・シナリオ」や「総括報告書」をめぐっての議論は、毎回、私に深く迫ってくるものがあり響きました。また、記念誌部会が担当した「町懇50周年記念誌『明日へ紡ぐ』」の編集過程においても、その都度、私の学びが深められ委員お一人お一人の熱い思いに感動いたしました。

両部会の議論を通して、町懇の“これまで・今・これから”を考えると、当に“これからのがこれまでを決める”ということに気づかされました。同時に教育者の故東井義雄先生の言葉、“本物はつづく つづければ本物になる”が重なりました。

町懇の総括はこれからに向けての検証です。総括した現状、成果と課題、展望は、過去50年の歩みの価値を決め直したことです。50年の歩みが部落差別をはじめあらゆる人権問題の解消に向けた本物の歩みであったことが確かめられました。

人権の学びの場、町懇を次の世代にバトンタッチし、続けられていくことによって、部落差別の完全解消という願いが実現し、本物になるのだと確信いたしました。この記念誌を受け取っていただきました皆様と共に、人権尊重のふるさと草津のまちづくり・ひとづくりに取組んでいくことができれば誠に幸甚に存じます。

おわりに、町懇50周年記念実行委員会の委員の皆様や事務局である人権センターの方々、御協力いただきました関係の皆様に深い敬意と心からの感謝の意を表します。ありがとうございました。



## ごあいさつ



草津市長  
橋川 渉

「差別のない社会を実現したい」という強い願いのもと、市民の皆様とともに取り組みを進めてまいりました町内学習懇談会が、50年という節目を迎え、町内学習懇談会50周年記念事業実行委員会の皆様の御尽力により記念事業の開催、記念誌の発行をいただきましたことに、心より感謝申し上げます。

町内学習懇談会は、部落差別の解消を目指し、参加者がともに語り、学びあい、「自分のこと」として受け止め、人権感覚を磨き続けることで、差別意識の解消とお互いの人権が尊重されるまちづくりを進めようと、1976（昭和51）年から開催してまいりました。

こうした長年の取り組みにより、行政、地域社会、そして市民一人ひとりの意識は着実に変化し、同和問題への理解への深まりとともに、部落差別以外の人権課題への気付き、「お互いが大切にされるまちづくり」へと広がりを見せてきました。

しかしながら、2016（平成28）年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」においても示されているとおり、現在もなお部落差別が存在すること、さらに、情報化の進展に伴い、様々な誤った情報の流出やSNS上での匿名性を悪用した差別事象の発生など、部落差別を取り巻く状況は変化し、新たな人権課題も浮き彫りになっています。

部落差別をはじめ、あらゆる差別を解消するため、この50年の歩みの中で培われてきた、「人を大切にする心」と「対話を重ねる地域の力」は、社会が複雑化する今だからこそ、これからの社会を支える大きな力になるものと確信しております。

50年を契機として、改めて差別のない、一人ひとりが大切にされる社会を築く決意を固め、先人が長きにわたり差別の解消のため、地域に根差した活動を積み重ねてこられたあゆみを大切にしながら、これからも、お互いの人権を尊重し合える住みよいまちであり続けられるよう、皆様とともに取り組みを推進してまいります。

結びに、この50年の取り組みを支え、御尽力くださった皆様に心より感謝申し上げますとともに、人権が尊重される誰もが住みよい「ふるさと草津」のまちづくりに、引き続き皆様のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

## ごあいさつ

1976（昭和51）年に町内学習懇談会が開始されてから、今年で50年となりました。

この間半世紀にわたり、草津市同和教育推進協議会を中心として、多くの先人、地域の皆様、関係機関の皆様が人権・同和教育の推進に尽力されてきましたことに、深く敬意を表します。

町内学習懇談会は、差別の現実には深く学び、正しく知り、語り合い、つながり合うことを大切に続けられてきました。「学びは人の心に灯をともし」という言葉があるように、町懇での学びは、社会や私たち自身の心の中にある無関心や偏見、不合理を明らかにし、その生き方を問い直してきました。また、そこでの語らいやつながりは人々の心をあたため、互いを尊重する心を育み、地域を照らす灯となりました。

学校教育におきましても、人権・同和教育を教育活動の全領域に位置付け、部落差別をはじめとする様々な人権問題の解決に努めてまいりました。複雑化・多様化する現代社会においては、こどもをまんなかに置き、基本的人権を大切にした教育の充実がより一層求められております。こどもたち一人一人の思いや生き方に向き合い、心に灯をともしながら共に未来を切り拓いていけるよう、引き続き家庭・地域・学校が連携して人権・同和教育を実践してまいります。

これまで積み重ねられてきた実践と願いの灯が、次代を担うこどもたちにも確かに受け継がれ、差別のない、誰もが安心して暮らすことのできる社会への道を共に照らし続けてくれることを信じております。

最後になりましたが、町内学習懇談会を支えてくださったすべての皆様に感謝を申し上げ、挨拶といたします。



草津市教育委員会  
教育長 藤田 雅也



## 記念誌の発刊にあたって～作成の趣旨～

「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と1965（昭和40）年に同和対策審議会答申が出され、その4年後に同和対策事業特別措置法が施行されて50年以上が経過しました。

その後、草津市でも“国民的課題”である部落差別解消のため、あらゆる分野で精力的な取組が展開されました。とりわけ本市の取組の中心的施策である町内学習懇談会は、地域に根差した独自のきめ細かい活動といえます。本年で市が継続してきた町内学習懇談会が始まって50年の節目を迎え、取組の成果と課題を明らかにして、いまだに<sup>げんぞん</sup>厳存※1する部落差別解消のために渾身の一石を投じたいと存じます。

※1）同和対策審議会答申の「1.同和問題の本質『…実に部落差別は半封建的な身分的差別であり、わが国の社会に潜在的または顕在的に厳存し、多種多様の形態で発現する。…』」を引用しました。

### 1 記念誌発刊の趣旨 ～町内学習懇談会の半世紀の歴史をまとめ、新たな飛躍に～ ▶

1969（昭和44）年、同和対策事業特別措置法の施行後、各方面で同和対策事業、同和教育が展開されてきました。あらゆる行政機関、職場、地域で部落差別解消のため多くの事業を実施してきました。また、学校・園・所などでは、同和教育の実践が精力的に始まりました。

とりわけ同和教育の推進、啓発は、市民一人一人にまでどのように浸透させていくのか重要な課題でした。そこで本市ではこの分野の重要な柱として、町内学習懇談会の事業を創設しました。

部落差別の諸課題が山積する中、1976（昭和51）年に草津市では差別の現実をふまえ、町内会の理解と協力を得て、町内会単位で学習会を実施することが決まりました。そこには、市職員80名による同和教育推進班が参加しました。そして、同年に部落差別の解消をめざして町内学習懇談会がスタートしました。

これまで50年間、毎年各町内で展開されてきたこの取組の集積は、草津市における部落差別をはじめ、あらゆる差別解消、人権文化の醸成に向けて貴重な財産となっています。そこで、半世紀の節目にあたり、成果と課題を明らかにして、差別のない社会の構築に資したいと考えています。



さて、50年の節目を迎えた町内学習懇談会の成果と課題を振り返るにあたり、継続した学びや資料の集積をベースに「①「めざめ」の発刊、②市民意識調査の活用、③“学び続ける”意義と町内学習懇談会の実際」を3本柱として本誌を作成しました。

### ①「めざめ」の発刊

- ・町内学習懇談会を開催するにあたり、懇談会の貴重な“みちしるべ”としての役割を果たしてきました。編集は、草津市同和教育推進協議会の啓発活動部会が中心となり、1975（昭和50）年に第1集を発刊、毎年作成され2025（令和7）年9月には第48集となりました。現在、毎年9月に市民に配布、町内学習懇談会などに活用されています。

### ② 市民意識調査の活用

- ・町内学習懇談会の根拠、必要性、成果と課題の確認、分析などの根拠となる資料です。

1983（昭和58）年、第1回“同和問題に関する市民意識調査”が始まり、以降5年間隔で継続して実施され、2023（令和5）年には9回目となりました。

この調査からは、40年間の市民の意識の推移が読み取れます。町内学習懇談会推進の根拠や成果・課題を確認するうえで重要な資料として活用してきました。

なお、2013（平成25）年、第7回から名称が“「人権・同和問題」に関する市民意識調査”となりました。

### ③ “学び続ける”意義と町内学習懇談会の実際

- ・町内学習懇談会は「教科書無償化」の実現と“軌を一にする※2”取組

「26条；…すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」と憲法に明記されていますが、“無償”であるはずの教科が無償化された契機には、ある地域の部落差別をなくすために取組まれていた粘り強い学習会がありました。

現在、小・中学校の入学式には「教科書無償給与制度」の趣旨とともに教科書が渡されます※3。無償化が実現したとき、県内の被差別部落の人々も“今でもあのときの感慨は忘れられない”と振り返られます。

- ・実施に向けた学区・区取組、各町内で行われる町内学習懇談会の実際をまちづくりセンターや市民の“声”とともに紹介します。

なお、半世紀に及ぶ町内学習懇談会が継続されてきた背景には、支えていただいた多くの関係者のご尽力のたまものであり、紙面を借りて感謝の意を込め、刊行しました。

※2) 考え方や方法が同じである。車の両輪（の幅）

※3) P.26-「『わが子のため』から『全ての人の子のため』に～憲法に命を吹き込んだ教科書無償化運動～」を参照してください。

## 2 町内学習懇談会の歴史的経過と概要、そして今後



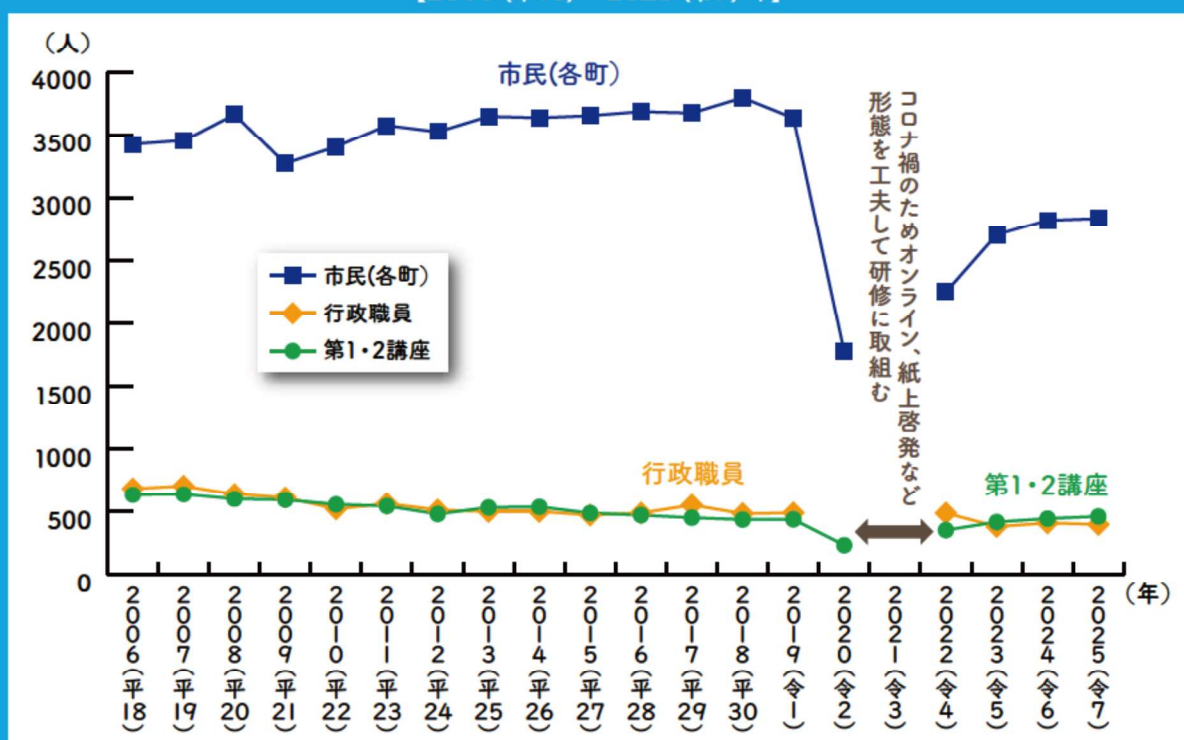
各町で毎年取り組まれる町内学習懇談会と関連の事業を概要やグラフで表すと以下のようになります。この取組に関連した行事としては、行政職員の事前研修、全市の関係者を対象に開催される第1講座・2講座、各学区・区で行われる第3講座・第4講座・総括学習会などがあります。

町内学習懇談会だけでも市民（各町内住民）、行政職員の参加実績は、20年間のデータをもとに50年間を概算すると、延べ約20万人（約4,000名×50年間として）以上が関わってきたことになります。

＊2021（令和3）年は、コロナ禍のため従前の町内学習懇談会が実施できませんでした。が、オンラインや紙上啓発など形態を工夫して研修や学びの機会が設定されました。

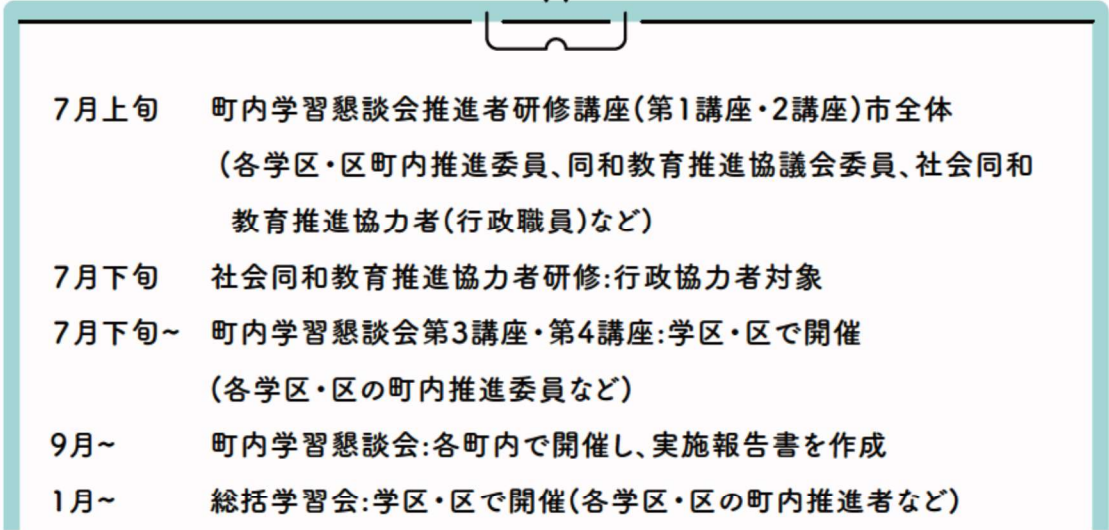
＊町内学習懇談会の実施に向けて、各学区・区で開催されている第1講座から総括学習会を含めると、おそらく50年間で25～30万人を超える市民、関係者が関わってきた事業と考えられます。

町懇の参加者数、行政職員の参加、第1・2講座参加者  
【2006（平18）～2025（令7）年】





## 町内学習懇談会を進めるための年間のながれ

- 
- 7月上旬 町内学習懇談会推進者研修講座(第1講座・2講座)市全体  
(各学区・区町内推進委員、同和教育推進協議会委員、社会同和教育推進協力者(行政職員)など)
  - 7月下旬 社会同和教育推進協力者研修:行政協力者対象
  - 7月下旬~ 町内学習懇談会第3講座・第4講座:学区・区で開催  
(各学区・区の町内推進委員など)
  - 9月~ 町内学習懇談会:各町内で開催し、実施報告書を作成
  - 1月~ 総括学習会:学区・区で開催(各学区・区の町内推進者など)

## 今後も差別解消に向けた町内学習懇談会を、継続する必要があります。

この実績は、おそらく草津市の取組の大きな特色といえます。取組で見えてきたことは、今までの市民意識調査によると参加回数を重ねる人ほど人権意識が高くなっています※4。

反面「人権のことはもうわかっている。私は差別していない。差別、差別...というからかえって差別はなくなるらない」さらに、“そっとしておけば自然に差別はなくなる※5”という考え方も根強く残っており、差別解消をめざす町内学習懇談会を今後も継続する必要があります。

※4) P.23市民意識調査「町内学習懇談会に関する質問」の項を参照してください。

※5) 同和対策審議会答申に“「寝た子をおこすな」式の考えで...”と指摘されている、いわゆる「自然解消論」や「分散論」の差別解消策の見解についてはP.10-「めざめ」の項に記述しています。

### 3 草津市のおもな差別解消、人権教育・啓発のあゆみ



| 年 度          | 草 津 市 の あ ゆ み                                                   | 世界・国・県のあゆみ                                                   |
|--------------|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 1965 (昭40) 年 |                                                                 | 「同和対策審議会」答申                                                  |
| 1967 (昭42) 年 | 「草津市民憲章」ができる。                                                   |                                                              |
| 1969 (昭44) 年 | 小・中学校教科書が完全に無償化                                                 | 「同和対策事業特別措置法」制定                                              |
| 1971 (昭46) 年 | 「草津市同和対策長期計画」策定<br>「草津市同和教育推進委員会」設置<br>「草津市同和教育基本方針」策定          | 時限立法                                                         |
| 1974 (昭49) 年 | 学区ごとの「同和教育推進委員会」設置 (市内全10学区)                                    |                                                              |
| 1975 (昭50) 年 | 啓発冊子「めざめ」(第1集)を発刊(8月)                                           |                                                              |
| 1976 (昭51) 年 | 同和教育推進班(市職員80名を委嘱)を設け、町内会単位の学習会を実施                              |                                                              |
| 1977 (昭52) 年 | 「部落解放をめざす市民のつどい」開始                                              |                                                              |
| 1978 (昭53) 年 | 「人権擁護推進協議会」設置                                                   |                                                              |
| 1979 (昭54) 年 | 「同和教育推進協議会」に改組                                                  | 「同和対策事業特別措置法」延長(3年)                                          |
| 1982 (昭57) 年 | 「草津市部落解放女性のつどい事業」開始                                             | 「地域改善対策特別措置法」施行                                              |
| 1983 (昭58) 年 | 同和問題に関する市民意識調査(第1回)実施、以降5年ごとに9回実施                               |                                                              |
| 1984 (昭59) 年 | 「草津市部落解放青年集会事業」開始                                               |                                                              |
| 1987 (昭62) 年 |                                                                 | 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」<br>5年の延長、5年の再延長(平成13年度末期限終了) |
| 1988 (昭63) 年 | 「ゆたかな草津 人権と平和を守る都市」宣言⇒「めざめ」に掲載                                  |                                                              |
| 1994 (平6) 年  |                                                                 | 人権教育のための国連10年(1995年～2004年)国連決議                               |
| 1996 (平8) 年  | 「草津市人権擁護に関する条例」策定                                               |                                                              |
| 1998 (平10) 年 | 志津学区同推協より志津南学区同推協が分離(市内全11学区)                                   |                                                              |
| 2000 (平12) 年 | 玉川地区同推協より南笠東学区同推協が分離(市内全12学区)<br>「人権教育のための国連10年草津市行動計画」策定       |                                                              |
| 2001 (平13) 年 | 草津市人権教育基本方針を策定                                                  | 「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」施行                                          |
| 2002 (平14) 年 | 草津市立人権センター設立(9月)                                                | 特別措置に関する法律が失効(3月)                                            |
| 2003 (平15) 年 | 草津第二学区同推協が大路区同推協、渋川学区同推協に分離(市内全13学区・区)                          |                                                              |
| 2005 (平17) 年 | 「草津市同和教育基本方針」、「草津市人権教育基本方針」を改定                                  | 「人権教育のための世界プログラム」採択                                          |
| 2010 (平22) 年 | 市同推協に名称検討委員会を設置⇒現行通り「草津市同和教育推進協議会」とする。                          |                                                              |
| 2013 (平25) 年 | 登録型本人通知制度を開始する。<br>「草津市人権教育基本方針」策定(従来の「同和教育基本方針」「人権教育基本方針」を再構築) |                                                              |
| 2016 (平28) 年 |                                                                 | 「部落差別の解消の推進に関する法律」など、人権三法の施行                                 |
|              | 老上学区から老上西学区が分離(学区同推協は分離前と同様に活動)                                 |                                                              |
| 2017 (平29) 年 | 草津市人権教育基本方針を改定                                                  | 恒久法                                                          |
| 2026 (令8) 年  | 町内学習懇談会50周年記念事業                                                 |                                                              |



## 年表の記載について

部落差別に関連した重要な歴史事象として「いわゆる『解放令』」（以下、「解放令」とします）」、水平社宣言など、たくさんありますが、年表（あゆみ：表）では、“町内学習懇談会が始まって50年の節目”という趣旨から、その取組に関連する同和対策審議会答申・同和対策事業特別措置法の施行以降の歴史的事象から標記しました。

## 人権三法

- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」
- ・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）
- ・「部落差別の解消の推進に関する法律」

2016（平成28）年に成立した人権に係る3つの法律が“人権三法”といわれています。